

議案第21号

幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

幕別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育を要する乳児、幼児、又はその他児童」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する乳児及び幼児のうち保育を要する児童」に改める。

第3条を次のように改める。

（保育時間及び休日）

第3条 へき地保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に保育時間及び休日を変更することができる。

(1) 保育時間 午前8時から午後5時30分まで

(2) 休日

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月31日及び1月2日から5日まで

第5条中「町長」を「、町長」に改める。

第6条を次のように改める。

（保育料の徴収）

第6条 へき地保育所に入所させた保育児童の保護者（以下「保護者」という。）から、別表に定める保育料を徴収する。

2 保護者は、保育児童1人につき前項の費用を毎月指定する期日までに納付しなければならない。

第9条の見出しを「(退所等)」に改め、同条中「次の各号」を「町長は、次の各号」に改め、「町長は」を削り、同条第4号中「、この条例に基づく規則」を「この条例に基づく規則」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

保護者は、保育児童を退所させようとするときは、町長に届け出なければならぬ。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）保育料徴収金額表

区分	保育料（月額）
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	8,500円
市町村民税均等割のみ課税世帯	9,000円
市町村民税所得割課税世帯（50,000円未満）	10,000円
市町村民税所得割課税世帯（50,000円以上100,000円未満）	11,000円
市町村民税所得割課税世帯（100,000円以上）	12,000円

備考

- この表における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表における「所得割」の額とは、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された額をいう。
- へき地保育所に2人以上の保育児童を入所させた場合は、第2子以降の当該月分の保育料は月額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。